

基発第1001014号  
平成19年10月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

郵政民営化に伴う日本郵政公社の承継会社における  
労働基準法別表第一各号の適用について

本日、日本郵政公社が解散し、承継会社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険をいう。以下同じ。）に日本郵政公社の業務その他の権能並びに権利及び義務等が承継されたところである。郵政事業における労働基準法別表第一各号の適用については、昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号において定めているところであるが、日本郵政公社の解散に伴う承継会社への業務等の承継を踏まえ、これを下記のとおり改めることとしたので了知されたい。

記

昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法解釈例規について」別表第1関係<日本郵政公社>を次のように改正する。

表題を<日本郵政公社の承継会社>に改める。

一中「日本郵政公社の」を「承継会社の」に改める。

一中（一）から（五）までを次のように改める。

（一）日本郵政株式会社関係

ア 本社	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
イ 人事・経理集約センター	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
ウ 災害補償事務センター	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
エ ファシリティセンター	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
オ 健康管理事務センター	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
カ 健康管理施設	第十三号
キ 逡信病院	第十三号
ク 宿泊施設	第十四号
ケ サポートセンター	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
コ 郵政資料館	第十二号

(二) 郵便事業株式会社関係

ア 本社	第十一号
イ 支社	第十一号
ウ 監査室	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
エ 国際郵便決済センター	第十一号
オ 郵便輸送センター	第十一号
カ 法人営業推進本部	第十一号
キ 物流センター	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
ク お客様サービス相談センター	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
ケ 支店	第十一号

(三) 郵便局株式会社関係

ア 本社	第十一号
イ 支社	第十一号
ウ 監査室	別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業
エ 研修センター	第十二号
オ 郵便局	第十一号

(四) 株式会社ゆうちょ銀行関係

ア 本社	第九号
イ 営業所	第九号
ウ 地域センター	第九号
エ 貯金事務センター	第九号
オ 貯金事務計算センター	第九号

(五) 株式会社かんぽ生命保険関係

ア 本社	第九号
イ 直営店	第九号
ウ サービスセンター	第九号
エ 情報管理センター	第九号

一中 (六) から (十六) までを削る。

二を削る。

三中「「勤務時間報告書」及び「職員別給与簿」」を「「基準給与簿」」に改め、三を二とする。

四を削る。

新旧対照表

○ 昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法解  
 釈例規について」(抄)

改正後	改正前
<p>&lt;日本郵政公社の承継会社&gt;</p> <p>一、<u>承継会社の業務機関</u>については次に掲げる単位ごとに一の事業として取り扱い、それぞれの業務内容によって次のとおり法別表第一各号の適用を定めるものとする。</p> <p>(一) <u>日本郵政株式会社関係</u></p> <p>ア <u>本社 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>イ <u>人事・経理集約センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>ウ <u>災害補償事務センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>エ <u>ファシリティセンター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>オ <u>健康管理事務センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>カ <u>健康管理施設 第十三号</u></p> <p>キ <u>逡信病院 第十三号</u></p> <p>ク <u>宿泊施設 第十四号</u></p> <p>ケ <u>サポートセンター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>コ <u>郵政資料館 第十二号</u></p> <p>(二) <u>郵便事業株式会社関係</u></p> <p>ア <u>本社 第十一号</u></p> <p>イ <u>支社 第十一号</u></p> <p>ウ <u>監査室 別表第一に掲げる事</u></p>	<p>&lt;日本郵政公社&gt;</p> <p>一、<u>日本郵政公社の業務機関</u>については次に掲げる単位ごとに一の事業として取り扱い、それぞれの業務内容によって次のとおり法別表第一各号の適用を定めるものとする。</p> <p>(一) <u>日本郵政公社本社 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>(二) <u>監査室 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p>

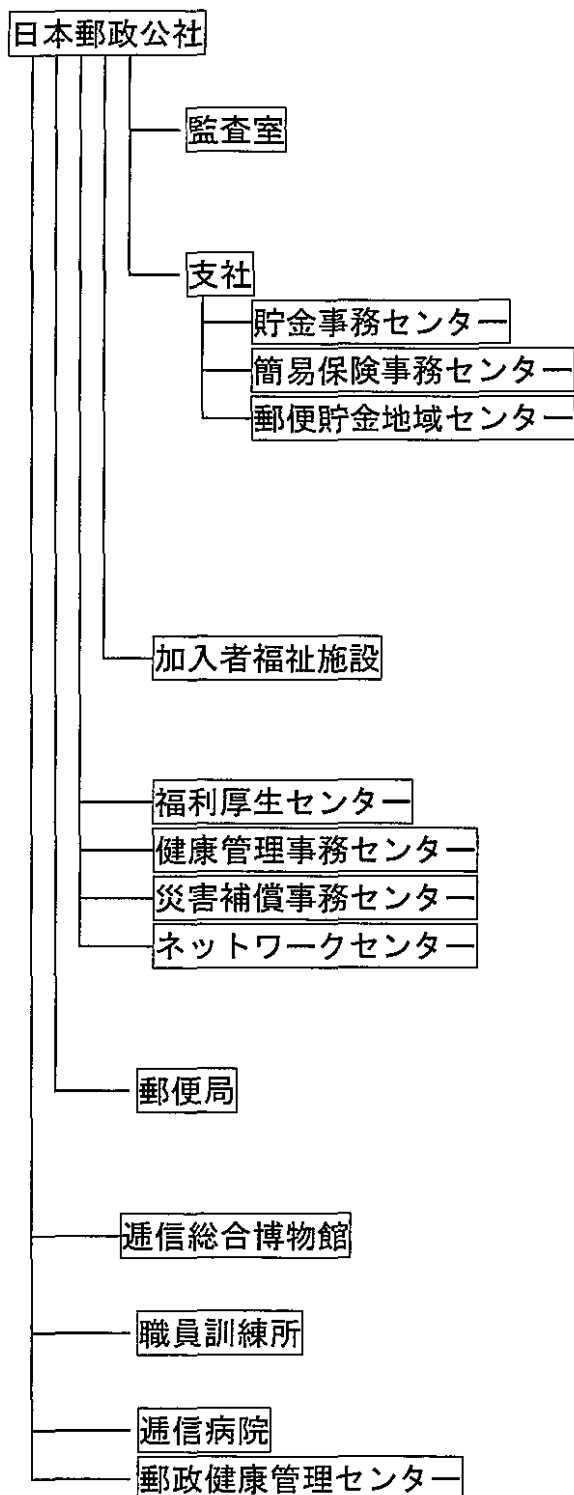
<p><u>業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p><u>エ 国際郵便決済センター 第十一号</u></p> <p><u>オ 郵便輸送センター 第十一号</u></p> <p><u>カ 法人営業推進本部 第十一号</u></p> <p><u>キ 物流センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p><u>ク お客様サービス相談センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p><u>ケ 支店 第十一号</u></p>	
<p><u>(三) 郵便局株式会社関係</u></p> <p><u>ア 本社 第十一号</u></p> <p><u>イ 支社 第十一号</u></p> <p><u>ウ 監査室 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p><u>エ 研修センター 第十二号</u></p> <p><u>オ 郵便局 第十一号</u></p>	<p><u>(三) 支社 第十一号 (別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業)</u></p>
<p><u>(四) 株式会社ゆうちょ銀行関係</u></p> <p><u>ア 本社 第九号</u></p> <p><u>イ 営業所 第九号</u></p> <p><u>ウ 地域センター 第九号</u></p> <p><u>エ 貯金事務センター 第九号</u></p> <p><u>オ 貯金事務計算センター 第九号</u></p>	<p><u>(四) 貯金事務センター 第九号</u></p>
<p><u>(五) 株式会社かんぽ生命保険関係</u></p> <p><u>ア 本社 第九号</u></p> <p><u>イ 直営店 第九号</u></p> <p><u>ウ サービスセンター 第九号</u></p> <p><u>エ 情報管理センター 第九号</u></p>	<p><u>(五) 簡易保険事務センター 第九号</u></p>
	<p><u>(六) 郵便貯金地域センター 第九号</u></p> <p><u>(七) 加入者福祉施設 第十四号</u></p> <p><u>(八) 福利厚生センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p><u>(九) 健康管理事務センター 別表</u></p>

<p>二、労働者名簿及び賃金台帳については必要記載事項を具備している限り、「人事記録」、同附属書類、「<u>基準給与簿</u>」を補正し、使用して差し支えない。</p>	<p><u>第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>(十) <u>災害補償事務センター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>(十一) <u>ネットワークセンター 別表第一に掲げる事業のいずれにも該当しない事業</u></p> <p>(十二) <u>郵便局（分室を含む。） 第十一号</u></p> <p>(十三) <u>通信総合博物館 第十二号</u></p> <p>(十四) <u>職員訓練所 第十二号</u></p> <p>(十五) <u>通信病院 第十三号</u></p> <p>(十六) <u>郵政健康管理センター 第十三号</u></p> <p>二、<u>許可及び認定の申請、届出又は報告については、前記各事業場毎に所轄労働基準監督署長に対し行うべきものであるが、作業場が他の労働基準監督署の所轄区域内に存在する場合は、当該事業場よりこれに属する作業場を管轄する労働基準監督署長に、当該労働基準監督署管轄区域内の作業場に関する部分について行うこと。</u></p> <p>三、<u>労働者名簿及び賃金台帳については必要記載事項を具備している限り、「人事記録」、同附属書類、「勤務時間報告書」及び「職員別給与簿」を補正し、使用して差し支えない。</u></p> <p>四、<u>地域が広範囲にわたって各関係労働基準監督署間の取扱いにつき調整を要する事例を生じた場合には所轄都道府県労働基準局長が、関係都道府県労働基準局間に同様の事例が存在する場合には労働省労働基準局長が調整する。</u></p>
--	--

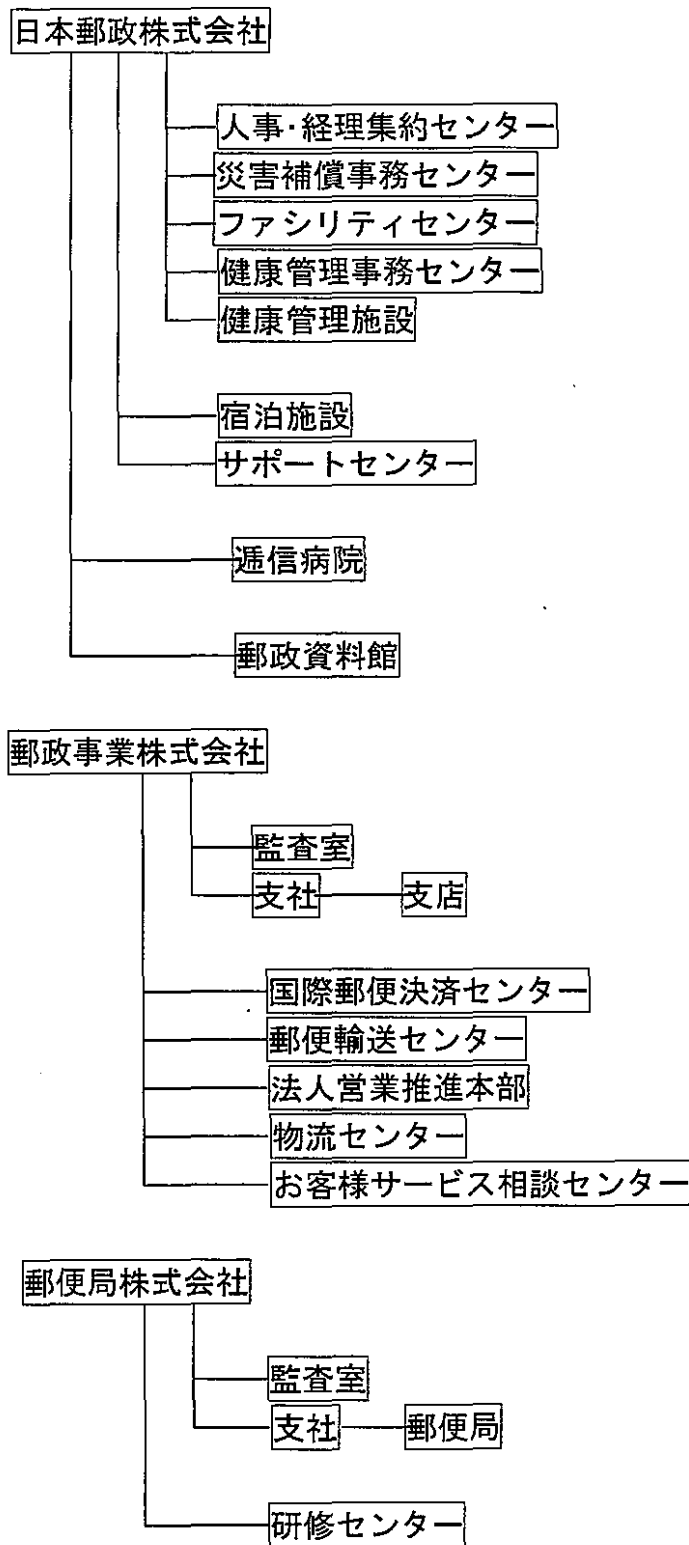
(参考)

### 日本郵政公社の組織の概要について

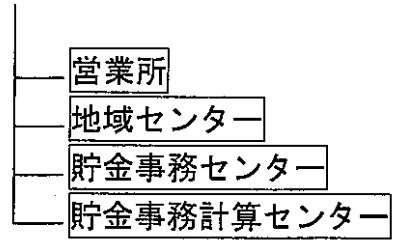
平成16年7月



平成19年10月



株式会社ゆうちょ銀行



株式会社かんぽ生命保険

